

令和5年度 学校いじめ防止基本方針

知内町立知内小学校

I はじめに

学校は、子どもたちが夢や目標の実現に向けて学習する場であり、その安全を確保し、安心な学習環境を整えるのは学校の責務である。しかし、現在もいじめに起因するとみられる不登校や自死といった事案が起こっている。学校は、何としてもそうした事態を食い止め、子どもたちが明るく未来を語り合える場になるように、あらゆる手立てを講じなければならない。

そこで、本校においても、子どもたちが意欲を持ち、充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止にむけ、「学校いじめ防止基本方針」を定めるものである。

知内町においては、「知内町子どものいじめ防止に関する条例」が平成25年7月、他町に先がけて施行されており、「町と教育委員会」「学校」「保護者」の責務が明確となっており、「子ども」「町民及び事業者」の役割も示されている。

その上で、「私たちの知内町で、子どもたちが人の顔色を気にしたり、教室で嘲笑されたり、自分の名誉を傷つけられることを絶対に許してはなりません（知内町教育委員会発行『「いじめ」をしないさせないために』より）」の精神を持ち、いじめ防止に全力で取り組む。

II いじめの定義

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。（文部科学省平成19年1月）

この「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。（平成24年度追加）

(注1)「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視するということである。

(注2)「一定の人間関係のある者」とは、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

(注3)「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

(注4)「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

(注5)けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

III 学校の責務

（「知内町子どものいじめ防止に関する条例 5条各項」より）

- 1 学校は、いじめ防止のため、社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな人間性を育む教育活動の推進に努めなければなりません。
- 2 学校は、いじめの早期発見に努めるとともに、子どもの悩みを積極的に受け止めることができるような指導体制を整えなければなりません。
- 3 学校は、いじめが生じた場合、学校全体で組織的に対応するとともに、保護者や町と教育委員会に報告し、適切な連携を図らなければなりません。
- 4 学校は、子どもが有害情報に接触しない、問題ある情報発信をして加害者にならないため

の教育活動の推進に努めなければなりません。

- 5 学校はいじめへの対処方針や対処方法を公表し、保護者や町民の理解を得るように努めなければなりません。

IV いじめの予防

～いじめの起こりにくい学校・学級づくり

1 いじめの起こりにくい学校づくり

- ・子どもたちのよさを認め・ほめ・励まし・伸ばすことを基本とした学校・学級経営に当たる。
- ・小さな問題行動であっても、これらの行為を見逃ごすことなく、学校全体として適切かつ毅然とした指導を行う。
- ・教職員が、子どもの一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接する。
- ・いじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるようにする。(道徳教育の充実)
- ・具体的な実践事例の提供や、道徳教育に関する教職員の指導力向上のための取組を推進する。

2 具体的な例

(道徳教育の充実)

いじめが起こりやすい学校(例)

- ・教職員の指導が通りにくい。
- ・からかうような言動を誰も注意しない。
- ・学校・学級のきまりが守られていない。
- ・服装や言動等についての適切な指導ができていない。
- ・教室が汚い
- ・掃除指導ができていない

いじめの起こりにくい学校・学級(例)

- ・失敗しても認め合い励まし合う雰囲気がある。
- ・子どもたちが規範意識を持ち、規律ある生活を送っている。
- ・表情がにこやかで言葉遣いが適切である。明るくあいさつを交わす。
- ・児童会・生徒会活動や委員会、係活動に進んで取り組み、頑張ろうとする雰囲気がある。
- ・教室や学校が清潔で、美しく整頓されている。
- ・規律ある楽しい給食の時間を過ごしている。残さいが少ない。
- ・地域の人や保護者が気軽に来校し、学校の活動に協力する。
- ・全教職員が、生徒指導についての共通理解を持ち、共通実践が行われている。
- ・教職員が、子どもたちの意見をきちんと受けとめて聞く。
- ・教職員が、子どもたちに明るく丁寧な言葉で声をかけ、一人の人間として接する。
- ・自らの言動が、子どもたちに与える影響の大きさを、教職員が強く自覚している。

V いじめ問題対策委員会(仮称)の組織

いじめ防止対策推進法「第22条学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」の規定により、いじめ問題対策委員会を組織する。

[構成]

- ・校長
- ・教頭
- ・生徒指導主事
- ・養護教諭
- ・担任
- ・その他必要と認められる者

VI いじめの発見と初期対応の流れ



Ⅶ その他の対応と事後指導・体制づくり

1. 周囲の子ども・保護者等への対応

全職員の共通理解の下に、周囲の子どもたちに対して、自発的ないじめ解決への意欲を高め、実践化を図る取組を進める。

- 学級活動、児童会・生徒会活動を通して、子どもたちのいじめ解決への実践力を高める。
- 「いじめは許されない」という毅然とした姿勢で子どもを指導する。
- P T Aや地域に対して誠実に情報を提供し、協力を依頼する。
- 関係機関等への窓口を一本化し、連絡・報告・調整を適切に行う。

(1) 学級活動、児童会活動において

- 子どもたちに、いじめは人として許されない行為であることを呼びかけ、自分たちのまわりにあるいじめについて考えさせる。
- 学級活動、児童会活動などの場を通して、いじめ根絶のために、具体的に何をすればよいのか、話し合う機会を設ける。
- 話し合いの結果を整理し、行動化のための具体的計画を作る機会を設ける。

(2) 周囲の子どもに対して

- 周囲の子どもから見た正確な情報の収集を行う。
- いじめは決して許されないということを、毅然とした姿勢で指導する。
- いじめられた子どもを、集団として支える体制づくりを進める。

(3) 周囲の子どもの保護者に対して

- 事実に基づく適切な情報の提供を行い、誤解や動揺が広がらないよう、各家庭からの協力をお願いする。
- 関係する子どもや保護者のプライバシーを尊重するとともに、各家庭でもいじめ問題の解決に向けて、できることを話し合ってもらいようをお願いする。
- 今後の指導の方向性と解決への見通しを伝え、適切な経過報告を行う。

(4) P T A・地域に対して

- 不正確な情報や誤解が広がらないよう、適切な時期に正確な情報の提供を行う。
- 学校の方針や解決の見通しを適切に示し、理解と協力を求める。
- 人権やプライバシーに配慮しながら、子どもたちを温かく見守ることをお願いする。
- 各地域の実態に応じた道徳教育を推進するため、地域教材や外部講師の活用を促進する。

(5) 関係機関等に対して

- 教育委員会等の指導を受けながら、必要に応じて関係機関と連携を図る。
- スクールカウンセラー等による相談が、適切に行えるよう連絡・調整を図る。
- 報道機関等の取材がある場合は、教育委員会の指導を受けながら、管理職を中心に窓口を一本化して、「いじめ問題対策委員会」等で確認した事実に基づき、誠実・迅速・正確・公平な姿勢で対応する。

2. 事後指導・体制の強化

- 保護者等や関係機関等にいじめ解決のための経過や結果及び今後の指導について報告する。
- 解決しているかどうかを判断する時点において、被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談などにより確認する。
- 解決したと見られた後も、3ヶ月の間、その後の状況を確認するなど、継続して子どもたちの観察を行い、適宜指導する。
- 事例として記録に残し、指導方法改善への資料とする。
- これまでの事例をもとに改善点を洗い出して、学校の指導体制を見直し、いじめ問題の総合的な取組体制を強化する。